

## 第5回富岡町復興整備協議会 議事録

会 議 名	第5回富岡町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成29年1月30日(月) 午後13時30分～午後13時50分	
場 所	福島県 県庁本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	(1)4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について (2)公共災害復旧事業及び交付金事業について (3)道路橋りょう整備事業について	
出席者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	農林水産省	東北農政局 農村振興部 農村計画課 農村復興指導官 伊藤 崇
	富岡町	企画課 課長 林 紀夫
		健康福祉課 課長補佐兼福祉係長 佐藤 邦春
	福島県	企画調整部 地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部 農業担い手課 主幹兼副課長 渡邊 真
		土木部 部参事 堀田 洋一
		土木部 都市計画課 課長 寺木 正宏
		土木部 まちづくり推進課 課長 諏江 勇
		土木部 道路整備課 課長 井戸川 伸
土木部 河川整備課 主幹兼副課長 神谷 順一		

## 協議内容

### 1. 開会(進行:富岡町企画課 課長補佐兼企画政策係長)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について(公開)
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

富岡町復興整備協議会規約第7条の規定により、富岡町長の代理人の富岡町企画課長が議長となる。

### 2. 議長あいさつ(議長:富岡町企画課長)

### 3. 現状と課題

(議長:富岡町企画課長)

それでは、富岡町の現状と課題について、富岡町から説明願います。

(説明者:富岡町健康福祉課 課長補佐兼福祉係長)

それでは、富岡町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙、「現状と課題」により説明】

(議長:富岡町企画課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

### 4. 議事

(議長:富岡町企画課長)

それでは、議事に入ります。前回、協議会会議を平成28年3月23日に開催し、富岡町復興整備計画についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。追加・変更点は3点でございます。

まず、1点目は、「ふたば医療センター(仮称)用地整備事業」の実施に伴い、4haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針について、お諮りします。

2点目は、計画に「公共災害復旧事業及び交付金事業」を復興整備事業として追加するものです。

3点目も、計画に「道路橋りょう整備事業」を復興整備事業として追加するものです。

計画に追加する事業は、復興特区法上、協議対象とはなっておりませんが、富岡町の復旧・復興に必要な不可欠な事業であることからお諮りします。

なお、協議の進め方ですが、富岡町から計画変更の概要と「ふたば医療センター(仮称)用地整備事業」について説明した後、県事業である「公共災害復旧事業及び交付金事業」と「道路橋りょう整備事業」について、県の担当課である河川整備課と道路整備課より説明いただきます。

(次頁に続く)

その後、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

それでは、富岡町から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

富岡町復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図等により説明】

(説明者:富岡町健康福祉課 課長補佐兼福祉係長)

◆「ふたば医療センター(仮称)用地整備事業」に関する説明

＜事業内容・計画変更・構想図・総括図・様式8号に関する説明＞

(議長:富岡町企画課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:富岡町企画課長)

次に、「公共災害復旧事業及び交付金事業」について、河川整備課から説明願います。

(説明者:福島県 土木部 河川整備課主幹)

◆「公共災害復旧事業及び交付金事業」に関する説明

＜事業内容・様式2号により事業の必要性を説明＞

(議長:富岡町企画課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:富岡町企画課長)

次に、「道路橋りょう整備事業」について、道路整備課から説明願います。

(説明者:福島県 土木部 道路整備課長)

◆「道路橋りょう整備事業」に関する説明

＜事業内容・様式2号により事業の必要性を説明＞

(議長:富岡町企画課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(次頁に続く)

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:富岡町企画課長)

特に意見がないようなので、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。

東北農政局の伊藤農村復興指導官 様

土地利用方針の変更について、同意することにご意義はございませんか？

(東北農政局 農村復興指導官)

ご説明のありました、土地利用方針の変更につきましては、異存ございません。

(議長:富岡町企画課長)

ありがとうございました。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「富岡町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。

計画変更については、明日1月31日(火)に町HP等で公表したいと考えております。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

## 5 閉会 (司会:富岡町企画課 課長補佐兼企画政策係長)

### 【協議結果】

4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。